

西沢ののはなしょうぶ群落——伊賀市

～気品あるさわやかな初夏の使者～



ノハナショウブはアヤメ科の多年草で、1,000種以上の花菖蒲の原種です。もともとは西之澤平地周辺に自生していましたが、現在は2,500㎡の私有地に、約2,000株が植えられていて、6月中旬、満開を迎えます。

県の天然記念物に指定されていて、色あざやかに咲き誇る花は、訪れる人の目を和ませます。

【ところ】 伊賀市西之澤
【アクセス】 壬生野ICから南東へ2.7 km

坂本棚田——亀山市

～のどかな田園風景～

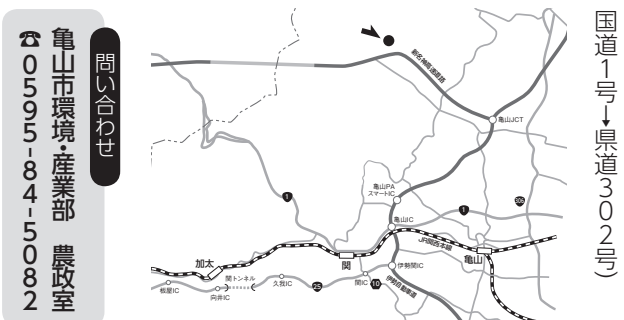


野登山の山麓約23haに約440枚の水田が広がる坂本棚田。戦国時代に開墾されたものといわれ、法面が石積みの珍しい棚田です。

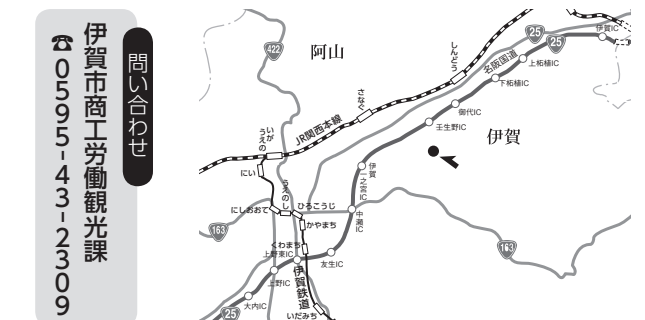
近くの坂本農村公園には展望台があり、美しいのどかな田園風景を一望することができます。

平成11年には「日本の棚田百選」に選ばれ、地元の人たちによって、この美しい景観が守り続けられています。

【ところ】 亀山市安坂山町
【アクセス】 東名阪自動車道「亀山IC」より約20分（亀山IC↓



問い合わせ
亀山市環境・産業部 農政室
☎0595-84-5082



問い合わせ
伊賀市商工労働観光課
☎0595-43-2309

甲賀市広報課 ☎65-0675 ☎63-4619 伊賀市秘書広報課 ☎0595-22-9636 ☎0595-22-9617 亀山市広報秘書室 ☎0595-84-5022 ☎0595-82-9685

男女共同参画活動を応援

～男女共同参画社会づくり
活動団体補助金の申請受付中～

市では、性別に関わらずみんなが個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会づくりの一環として、男女共同参画に関する活動に取り組む団体に補助金を交付しています。

補助対象となる団体

市民等により自主的に組織され、団体としての意思決定による事業実施や適正な経理処理ができ、かつ次の要件を満たしている団体が対象です。

①男女共同参画に関する活動を主な目的としていること。
②市内に活動の拠点を持ち、年間を通じて主に市内で活動していること。

③主に市内に在住、在勤または在学する18歳以上の方（5人以上）で構成されていること。

※ただし、市が交付する他の補助金を受けている団体は対象になりません。

補助対象となる事業

男女共同参画社会の実現の為に認められる事業

▼事業例

◎講演会などの開催やチラシ配布等の啓発活動
◎女性や男性の自立などへの支援活動

甲賀市奨学資金 給付制度のお知らせ

市では、修学の意欲がありながら、経済的理由により高等学校等への就学が困難な方に対して奨学資金を給付しています。

●給付の対象

次の①から③のすべてに該当する方が対象となります。

- ①滋賀県奨学資金または日本学生支援機構奨学金、およびこれらに準ずる奨学金の貸与を受けている方
- ②保護者が①の奨学金の貸与を受けるに至った日より前1年以上引き続いて市内に住所を有している方
- ③生活保護法に基づく被保護世帯またはそれに準ずる世帯に属する方

●給付の額

- 高等学校、特別支援学校（高等部）等 月額5,000円
- 大学（大学院を除く）等 月額15,000円

●申請期間

6月15日（金）～7月13日（金）
※給付を受けるには、申請書の提出が必要です。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ

学校教育課 学務係
☎86-8019 ☎86-8380

事業の実施期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日までに行われる事業。

対象経費

事業実施に必要な経費のうち、講師謝金や旅費、事務用品、コピー代、会場使用料など。

補助金交付額

予算の範囲内で補助します。ただし、1団体につき年間2万円が上限額となり、千円未満は切り捨てとします。

補助金交付の申請

所定の書類を6月29日（金）までに人権推進課へ提出してください。

問い合わせ

人権推進課 人権政策係
☎65-0695 ☎63-4582

身体・知的障害者

相談員が決まりました

滋賀県が設置していた滋賀県身体障害者相談員と滋賀県知的障害者相談員が国の権限委譲のため、平成24年度から甲賀市が委嘱することになり、次の方々に相談員として就任いただきました。

障がいのある方やご家族からの相談を受けたり、障がいのある方の自立や社会参加について地域の皆さんの理解を促進するために活躍いただきます。

任期はいずれも平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間です。

身体障害者相談員（敬称略） 知的障害者相談員（敬称略）

森井 登（水口）
大野 慶子（水口）
中瀬 初子（水口）
藤本 俊治（土山）
村木 洋次郎（土山）
井場 道夫（甲賀）
増田 定雄（甲賀）
富山 幸治（甲賀）
宮本 富美男（甲南）
加藤 千鶴（甲南）
大西 正純（信楽）
藤田 徹（信楽）

鈴木 つや子（信楽）
鶴飼 多美恵（土山）
松山 正和（甲賀）
竹口 拓志（甲南）

問い合わせ

自立支援課 自立支援係
☎65-0702 ☎63-4085

旧水口繁栄協同組合 及び 旧水口商工協同組合 商品券をお持ちのお客様へ

～資金決済に関する法律に基づく
払戻しのお知らせ～

現在、甲賀市商工会（発行者）で取り扱っています旧水口繁栄協同組合及び、旧水口商工協同組合が発行した未使用商品券を、左記の方法で払戻しをいたします。当該商品券をお持ちの方は、期間内に払戻しの手続きを行ってくださいますようお願い申し上げます。

▼払戻しの対象となる商品券

・旧水口繁栄協同組合及び、旧水口商工協同組合にて発行された額面500円の「商品券」または「SHOPPING VOUCHER」

▼申出期間

・6月1日（金）～8月31日（金）まで
※右記申出期間中に申し出のない方は、本払戻し手続きから除外されますのでご注意ください。

▼申出及び払戻方法

・甲賀市商工会本所にて現金による払戻しを行います。

・商品券とご印鑑をお持ちの上、甲賀市商工会本所に設置の「払戻申出書」に必要事項をご記入いただき、払戻し手続きを行って下さい。

▼受付時間及びお問い合わせ先

・受付時間…平日
午前8時30分～午後5時15分
・お問い合わせ先…甲賀市商工会 本所
〒528-0005
甲賀市水口町水口5577-2
電話 0748-6211676